〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴人は、「原判決を取消し、本件を新潟地方裁判所に差戻す。訴訟費用は第一、 二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は主文同旨の判決を 求めた。

当事者双方の事実上の主張及び証拠関係は、原判決事実摘示のとおりであるから、 これを引用する。

〇 理由

当裁判所も控訴人の本件訴えは不適法なものとしてこれを却下すべきものと判断するものであるが、その理由は原判決の理由説示と同一であるから、これを引用する。

よって、控訴人の本件訴えを不適法なものとして却下した原判決は正当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴費用の負担について行政事件訴訟法七条、民事訴訟法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 村岡二郎 藤原康志 渡辺剛男)